



(4) 会 計 人

(5) 会計監査 人

2 役員は会員の互選とする。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮にあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、事情により会長が任務に就けないとき、その職務を代行する。

3 部長は、会長の命を受け、担当業務を行う。

4 会計は、本会の会計を監査する。

5 会計監査は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開会することができる。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 約改廃に関すること

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 前各号に定めるもののほか、本会の活動に関すること。

5 総会は、その付議事項の一部の審議を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、部長で構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出すべき事項に関する事

(2) 総会から委任された事項に関する事

(3) 前2号に定めるもののほか、役員会の所管に係る本会の活動に関する事。

(防災計画)

第11条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

(1) 地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事

(2) 防災知識の普及啓発に関する事

(3) 防災訓練に実施に関する事

(4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関する事

(5) その他必要な事項に関する事

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回会計監査が行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

2 会計監査は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。